

2020年度 岡山大学大学院法務研究科  
法学既修者入試B日程 試験問題

## 民事法系（民法、民事訴訟法、商法）

<解答上の注意>

1. この問題冊子は、この表紙を含め5枚である。
2. 問題は、問題1～問題3までである（さらに小問がある）。配点は、問題1が80点、問題2が35点、問題3が35点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、3枚が配布されている。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「民事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、解答用紙と貸与した六法を回収するので、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】 次の〔問 1〕および〔問 2〕に解答しなさい。解答の冒頭に「問題 1」と記入すること。

<注意事項>

「民法の一部を改正する法律」（平成 29 年法律第 44 号）および「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 29 年法律第 45 号）による改正後の法律（改正法）に基づいて解答する場合には、**答案の冒頭（「問題 1」と記入した後）に「改正法による」旨を明記し、現行法に基づいて解答する場合には、答案の冒頭（「問題 1」と記入した後）に「現行法による」旨を明記すること。**なお、改正法に基づいて解答する場合には、【問題 1】の全てについて改正法の規律が妥当するものとして解答すること。

〔問 1〕（50 点）

以下の〔事実〕（1）から（4）までを前提として、下記の〔問い〕に解答しなさい。

〔事実〕

- （1）2019 年 7 月 1 日、A は、岡山市北区に土地（以下、「甲土地」とする）を所有しており、甲土地について、不動産登記簿上も A を所有者とする登記が行われていた。
- （2）同日、甲土地について、A B 間で、期間を 3 年間、賃料を月額 5 万円、目的を資材置き場としての利用とする賃貸借契約（以下、「本件賃貸借契約」とする）が締結された。
- （3）同年 8 月 1 日、甲土地について、A を売主、C を買主とし、代金を 1000 万円とする売買契約（以下、「本件売買契約」とする）が締結された。本件売買契約に際して、A が C に対して、本件賃貸借契約の存在について知らせることはせず、また、本件売買契約について B に知らせることもしなかった。
- （4）同年 9 月 1 日、本件賃貸借契約に基づく B の賃借権について、登記がなされた。

〔問い〕 C は B に対して、甲土地の明け渡しを求めることができるか。また、C が B に対して、甲土地の明け渡しを求めることができない場合の、A C の法律関係は、どのようなものか。それぞれ説明しなさい。

《次頁に続く》

**[問2] (30点)**

いわゆる「民法94条2項の類推適用」法理とは、どのようなものか、目的物が動産である場合に、この法理が妥当するのかどうかを、理由とともに明らかにしつつ、説明しなさい。

《問題1 以上》

《次頁に続く》

**【問題 2】** **【事実】** を読んで、[問 1] および [問 2] に解答しなさい。解答は、**【問題 1】** を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題 2」と記入すること。

**【事実】**

Xは、亡A（2016年2月10日死亡）からある土地（以下、「甲地」という）を相続したと主張し、2016年5月1日に、甲地を占有するYを被告として、甲地につき所有権の確認を求める訴え（以下、「前訴」という）を提起した。前訴の裁判所は、2017年5月1日に弁論を終結し、Xの請求を認容する旨の判決（以下、「前訴判決」という）をし、その後、前訴判決は確定した。

Yは依然として甲地を占有し続けるため、Xは、2017年12月1日に、Yを被告として、甲地につき所有権に基づく明渡請求訴訟（以下、「本訴」という）を提起した。

**[問 1] (15 点)**

前訴判決の既判力は、本訴に対して作用するか。論拠を示して説明しなさい。

**[問 2] (20 点)**

本訴の口頭弁論期日において、Yは、「2015年3月1日に、甲地の所有者であったAとの間で、甲地につき賃貸借契約を締結した。従って、自分は甲地を占有する正当な権原を有している。」と陳述した。Yの陳述は、どのように処理されるべきであるか。論拠を示して説明しなさい。

《問題 2 以上》

《次頁に続く》

**【問題3】** 次の〔問1〕および〔問2〕に解答しなさい。解答は、**【問題1】**  
**【問題2】**を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題3」と記入すること。

**〔問1〕 (10点)**

下記の(1)及び(2)に簡潔に解答しなさい。

(1) 最高裁判所の判例が示した、法人格を否認すべきことが要請される場合とは、どのような場合か。

(2) 会社法362条4項が、重要な業務執行の決定を取締役に委任できないとする趣旨は何か。

**〔問2〕 (25点)**

Y株式会社は監査役を置く取締役会設置会社である。2019年9月15日開催のY社株主総会において、退任取締役Aに対する退職慰労金支給決議(以下、「本件決議」という)がされた。本件決議に係る議案は、「Y社所定の基準に従い相当の範囲内で退職慰労金を支給することとし、具体的金額の決定は取締役会に一任する」というものであった。審議の際、株主Xから支給額を明示するよう質問があり、代表取締役Bは、所定の基準は招集通知に添付されていることを述べたうえで、数値を代入すれば支給額が一義的に算出できることを含め、所定の基準のあらましを説明していた。

Xは、同年10月26日、本件決議の効力を争う訴えを提起した。Xの訴えが認容されるか検討しなさい。

《問題3 以上》

《民事法系問題 以上》

**【出題意図】**

問題 1（民法）

[問 1] 借地借家法の適用のない土地賃貸借がなされた後に、当該土地について売買契約が締結され、その後、賃借権の登記がなされた場合の、土地の買主と賃借人との法律関係、及び、土地の売主と買主の法律関係を問うものである。

[問 2] 民法 94 条 2 項類推適用法理についての理解を問うものである。

問題 2（民訴法）

[問 1] 既判力の作用についての理解を問う問題である。

[問 2] 既判力の客観的範囲と遮断効についての理解を問う問題である。

問題 3（商法）

問 1 は、会社法の諸規定（その趣旨も含む）や判例の正確な理解を問う問題である。問 2 は退職慰労金支給決議に際し、額の決定を一任する決議の効力を問うものである。本問の一任決議に無効事由（会社法 361 条違反）ないし取消事由（会社法 314 条違反）の有無につき、判例（最判昭和 44・10・28 判時 577 号 92 頁、東京地判昭和 63・1・28 判時 1263 号 3 頁など）を踏まえた検討が期待される。